

姫路市立書写中学校部活動に係る活動方針 令和元年9月より

平成30年7月20日策定・施行。平成31年4月1日～同年8月31日を試行期間、同年9月1日より完全実施。R5見直し。

学校教育目標

《 自律・創造・実践 》
社会に貢献できる『ちから』ある人づくり

部活動の活動方針

- (1) 学年を超えた仲間づくりやコミュニケーション能力の育成、規範行動の習得などを通して社会性、人間性の育成を図る。
- (2) スポーツや文化活動等に興味と関心を持つ生徒が、より高い水準の技能や記録等に挑戦したり、仲間と協力し合い友情を深めたりすることを円滑に進めることができるようにする。

基本的事項

① 運営に関すること

(1) 部活動設置について

- 本校の教育活動の中に、課外活動としての部活動及び同好会を適正(生徒・教員数等学校の実情に対して)に設置並びに、休廃部を行う。
- 各部活動の目標に向けて、年間計画及び毎月の活動計画に沿って活動する。原則として、顧問または姫路市立中学校部活動指導員(以下、指導員と記述する)が指導にあたる。
- 部活動全体の推進を図るため、職員組織に部活動総括担当者を設置する。

(2) 指導体制について(顧問配置、指導員及び部活動時間講師(以下、講師と記述する)の活用等)

- 顧問、指導員、学級担任、保護者間の連携をとり、円滑な運営を心がける。
- 専門性を有した指導員や講師の効果的な活用(学校法改正による指導員、兵庫県や姫路市の事業による講師)等、本校の実態に応じた工夫を行う。

(3) 顧問会議、キャプテン会議について

- 顧問会議を原則学期に1回開き、各部の現状や課題を共有し、全員で課題解決に向けた取組を行う。
- キャプテン会議を必要に応じて開き、活動について共通認識を図り、リーダーシップの育成を行う。

(4) 家庭、地域との連携について

- 部活動懇話会(評議員会と兼る)と各部保護者会を実施し、地域や家庭と学校が部活動の円滑な運営のための共通理解を図る。

(5) 費用等について

- 「生徒会」や「部活動を励ます親の会」の会計より執行する場合、それぞれの「規約等」に則り正確な予算立てと適正な執行と決算を行う。
- 部単位で、部費等を徴収する場合は、保護者への説明と経済的負担を考慮し必要最低限に行う。
- 入部当初の初期費用や継続的に必要な経費等は、保護者に明確にしておき決算等の報告を行う。

② 活動に関すること

(1) 施設や用具について

- 使用した設備の整頓・清掃、校舎の施設等は顧問や指導員が責任をもって行う。

(2) 事故防止や安全対策について

- 事故には十分留意し、怪我が起きた場合速やかに処置するとともに、管理職及び養護教諭に連絡・報告する。
- 原則として、活動の際には顧問(特に依頼された教員)か指導員が必ず監督する。

(3) 大会参加について

- 月間予定表に記載の上管理職に報告する。顧問の服務については、別に協議する。任意の大会参加の上限は、月2回までとする。

(4) 対外試合、合同練習等の実施について

- 他校または外部との試合・合同活動の際には、事前に「月別練習計画」に記述し提出する。原則、自校での活動を50%以上に設定する。
- 特に、市外へ出向く時は、月間予定表に記載の上管理職に報告する。
- 生徒の安全な輸送方法(公共の交通機関を利用するなど)や保護者の精神的かつ経済的な負担が大きくなるように配慮し計画する。

③ 活動日時等に関すること

(1) 活動日とノー部活デー(休養日)の設定

- 〈活動日〉平日の活動は、原則として月曜日を除く週4日、休日の活動は第2・第4日曜日以外と第1・3・5土日の部が休養日に指定する以外の土日とする。
- 〈休養日〉原則として毎週月曜日と上記休日及び他の休日を含まれ週2日以上以上の休養日を設ける。

(2) 活動時間の設定

- 〈平日〉2時間程度
- 〈休日・休業日〉3時間程度
- 〈考査期間中〉総体と新人戦が事後1週間以内に開催される場合、保護者の許可を得て、終学活終了時刻より60分程度行える。
- 〈終了・下校時刻〉下表により、活動を終了し完全下校する。 ※ 完全下校とは、校内に留まらず校門より出て下校している状態をいう。

	期間	5月～7月	9月, 2～4月	10月, 1月	11月, 12月	通年	休日, 休業中
	月	火～金	火～金	火～金	火～金	5校時の場合	土日祝, 休業日
朝練習について	ノー部活デー	特に必要な時、顧問の申し出により活動期間を設け、別途協議の上、校長が認めた場合のみ活動できる。					① 3時間程度の練習計画 ② 第2第4日曜日と部が指定する休日はノー部活デー(毎週休日1日) ③ ケガや熱中症の予防を行う
活動開始時刻		この場合、7:30に開始できるが、登校時刻が極力早くならないようにし、8:00までに終了し、教室へ入る					
活動終了時刻		終学活または各種委員会後より、15分から20分後を目途に準備開始					
完全下校時刻	平日は日没を目安に	18:00	18:00, 2月は期末考査まで17:30	17:30	17:15	左記に準ずる	17:00
備考	※週の活動時間の総計が、16時間を大幅に超えないように適切な活動時間を設定する ※学校閉庁日(8月市が指定する日)と年末年始の活動は、申し出により別途協議						

④ 評価と改善(上記基本事項①～③)

①運営 ②活動 ③活動時間	<ul style="list-style-type: none"> 設定とおりに実施できたか。 特に実施できていなかった部活動は、何部だったか。 考えられる、実施できなかった要因は何か。 	基本的事項の①運営に関すること②活動に関すること③活動時間に関することについては、部活動検討委員会で必要に応じ協議し、部活動顧問会議及び職員会議で、次年度計画の再考を行う。
---------------	---	--

*なお、策定にあたっては、「部活動方針検討委員会」(平成30年7月設置)において、スポーツ庁のガイドラインを参照。詳細については、部活動規定により別に定める。